

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件

岡山国民年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金の加入手続が開始された昭和35年に、私と妻の二人の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月集金に来ていた婦人会支部の役員に妻が夫婦二人分を納付し、集金人が帳面に記録していたのを覚えている。金額は二人分で300円ないし500円ぐらいだったと記憶しており、当時としても少額であり経済的に納付できなかったことはなかった上、申立期間に係る妻の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているのに、私の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含めて、23年間にわたる国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人が居住していた町では、申立人の主張どおり、国民年金の制度発足当初から婦人会等による納付組織が国民年金保険料を集金しており、申立人の妻の国民年金被保険者名簿には納付組織であった婦人会支部名の記載がある。

さらに、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険の被保険者になるまで夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことや納付当初の保険料月額が夫婦二人で300円であったことを証言している。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年5月に払い出され、申立人の国民年金の被保険者資格は、同年4月4日取得、同年5月1日喪失とされ、同年4月の国民年金保険料が納付済みとされているが、申立人は、38年2月に厚生年金保険の適用事業所に就職し、同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、それまで国民年金に加入していなかった申立人が同事業所に就職した後の38年4月又は5月ごろに国民年金に加入し、同年4月のみの国民年金保険料を納付したと

される記録は不自然と考えられる一方、申立人の主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

A事業所のショッピングセンター内にあったB事業所の販売員として、昭和54年10月から59年3月31日まで勤務したのに、59年3月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の事業主は、「申立人は昭和59年3月31日まで勤務していた。また、申立人に係る厚生年金保険については、ショッピングセンターの運営会社であるA事業所において加入していたが、厚生年金保険料についてはB事業所が給与から控除しており、申立期間の保険料も控除していたと思う。」と証言しており、申立人が申立期間においてB事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をB事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和58年10月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主（厚生年金保険料納付義務者たるA事業所）による納付の義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうか不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申

立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年8月から同年12月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から12年2月1日まで

昭和30年8月28日から平成12年2月1日までA事業所に勤務したが、申立期間における標準報酬月額が、給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録がある標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年8月から同年12月までについては、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成11年8月から同年12月までの標準報酬月額は、当該期間に係る給与明細書から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成12年1月については、12年1月分給与明細書から申立人の厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、同年1月に係る標準報酬月額の記録訂正は認められない。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、事業主は、平成11年8月の健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届を誤った標準報酬月額で届け出たことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年12月までの期間、53年11月から54年3月までの期間及び59年3月から62年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から同年12月まで
② 昭和53年11月から54年3月まで
③ 昭和59年3月から62年10月まで

申立期間はいずれも会社を退職した後の期間であり、国民年金の加入手続は行っていないが、申立期間①及び②については、それぞれ1回、申立期間③については3回ないし4回、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、納付書の送付を受けた都度、市役所に現金を持参し、合計約50万円ぐらいを納付した記憶があるので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したのは、基礎年金番号が導入された後の平成9年9月であり、申立期間は国民年金の被保険者ではなかった期間とされているところ、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったことはなく、当時、国民年金手帳を所持していた記憶も無いと述べている上、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の記録は無いなど、申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が居住している市は、申立期間①より後の昭和51年4月に申立人が主張する納付書による納付方法を導入しているほか、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額も申立期間の保険料の合計額と相違しているなど、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうか

がわせる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から39年9月まで
父親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親が私と兄の国民年金保険料を地区の納付組織の集金を通じて納付していたと母親から聞いていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年2月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳は40年12月9日に交付されていることから、申立人は40年12月ごろに国民年金に加入したものと推察され、38年10月ごろに加入したとする申立は不自然である。

さらに、申立期間直後の昭和39年10月から40年12月までの申立人の国民年金保険料は、42年1月に過年度保険料として納付されていることが確認でき、この過年度納付が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から48年3月まで

昭和33年ごろから住み込みで美容院に勤務していた。昭和36年4月に国民年金制度が発足したので、38年に私と結婚した当時の美容院の経営者が国民年金の加入手続を行ってくれ、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年と48年に払い出されているところ、35年に払い出された記号番号は平成元年10月に申立人の所在が判明したことから、48年に払い出された記号番号に統合されていることが確認でき、申立人は申立期間については不在者として取り扱われ、国民年金保険料納付の案内が行われなかったものと推察される。

さらに、昭和35年に払い出された国民年金手帳記号番号は、統合されるまで婚姻前の旧姓で管理されており、申立人の夫が同記号番号により38年の結婚後の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和48年に払い出された国民年金手帳記号番号に係る加入手続は申立人の夫が行ったと述べているが、申立人の主張どおり、仮に申立人の夫が申立期間の国民年金保険料をすべて納付していたのであれば、48年に国民年金の加入手続が行われ、新たな記号番号が払い出されることは無かったと考えられる。

その上、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されて

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から49年3月まで

私の妻が昭和49年4月に国民年金保険料の集金当番になった時、妻から私が国民年金に加入していないのは体裁が悪いと言われ、そのころに妻が私の国民年金の加入手続を行い、過去10年間の国民年金保険料を計算してもらって、役場で約15万円を納付したので、申立期間の保険料が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金保険料を納付できない未加入期間である。

また、申立人は、当初、過去10年間の国民年金保険料をさかのぼって約15万円を納付したと申し立てていたが、口頭意見陳述においては、それ以前の期間も納付し、納付金額は10万円以上であったとするなどその記憶は曖昧である上、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料が50年5月30日に過年度納付されている記録があるにもかかわらず一括して納付したのは申立てに係る一回のみであると述べるなど、申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、その妻が町役場で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が居住していた町は特例納付による国民年金保険料を収受しておらず、町役場で特例納付を行うこともできなかった。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年11月まで

私が20歳の時(昭和37年)、母親は町議会議員をしていたので役場によく行っており、年金の勉強をしていたことから、当然のこととして私の国民年金の加入手続をしてくれ、結婚するまで国民年金保険料を役場で納付してくれていた。母親が保険料を納付してくれ始めたころ、一生分の保険料を前払いできるなどの話を聞いた記憶がある。また、結婚する時に母親から渡された国民年金手帳には、250円の印紙の上に領収印が押してあった記憶がある。

結婚後についても、納付場所など覚えていないが国民年金保険料を納付していると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した昭和41年10月の約1年後の昭和42年12月ごろに払い出され、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では申立期間の一部(昭和37年2月から40年9月まで)の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金保険料額が250円であり、母親が町議会議員であったときに国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたと申し立てているが、保険料月額が250円であったのは昭和44年1月から45年6月までである上、申立人の母親が町議会議員であったのは42年1月15日から46年1月7日までであり、申立内容はこれらの事実と相違する。

加えて、申立期間のうち申立人が結婚した後の昭和41年10月から42年11月までの期間については、申立人は、国民年金の任意加入の対象者であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では遡^{そきゅう}及して加入することができない。

その上、申立人及びその母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から54年10月まで
厚生年金保険の適用事業所を退職して間もなく、市からはがきが届いたので、市役所本所か支所のいずれかで国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、市役所か銀行のいずれかで、毎月納付した若しくは納付が遅れた場合は数か月分をまとめて納付した記憶があるので、申立期間が未加入期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立内容は具体性に乏しく、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住する市においては、基礎年金番号が導入される以前について、厚生年金保険の適用事業所を退職した者が国民年金の強制加入の対象者となったことを把握し、国民年金への加入勧奨を行うことは困難であった上、申立期間当時は、3か月ごとに国民年金保険料を納付させる方法が採られていたなど、市から加入勧奨を受けて国民年金に加入し、1か月ごとに保険料を納付したとする申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 20 日から 18 年 2 月 23 日まで
平成 13 年 8 月 20 日から 18 年 2 月 23 日まで A 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は実際の給与の支払額である 38 万円より低額となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人に係る給与支払報告書(平成 13 年分、17 年分及び 18 年分)から確認できる社会保険料等の金額は社会保険庁に記録されている標準報酬月額を基に算出した社会保険料額を下回っており、申立人が給与から控除された申立期間の厚生年金保険料月額は、社会保険庁が記録する申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料月額を超えるものではないと推認できる。

また、申立期間のうち平成 14 年から 16 年までについては、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主が申立人の給与から控除していることを確認できる給与明細書等が無い。

さらに、社会保険庁が記録する申立人とその同僚の標準報酬月額は、ほぼ同額であり、申立人だけが低額であるという事情は認められない上、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 3 日から 39 年 1 月 1 日まで
昭和 38 年 9 月 3 日から 40 年 12 月末日まで A 事業所にウェイトレスとして勤務したが、厚生年金保険には、39 年 1 月 1 日に加入したことになる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された定数外職員名簿から、申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事業主は、「申立期間当時、申立人は1か月更新で雇用されており、そのような非常勤職員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人と同様の業務内容である同僚も、1か月更新で雇用されている期間については、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所は、定数外職員名簿以外の資料を保存しておらず、厚生年金保険料の控除等に関する資料も無い。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 24 日から 30 年 3 月 1 日まで
中学校を卒業した後、昭和 28 年 3 月に A 事業所に就職し約 3 年間勤務したが、厚生年金保険の加入記録には空白期間がある。継続して勤務しており、空白期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事実について、申立人の同僚から具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされる昭和 29 年 6 月 24 日に同資格を喪失している同人の同僚は、「申立期間当時、仕事量が減少したため、事業主から 1 年間自宅待機を命じられた。」、「就職して退職するまで継続して勤務していたわけではなく、時期ははっきり覚えていないが、景気の悪化等から一時期休職していた期間があった。」と証言している。

さらに、申立てに係る事業所は既に解散しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況、保険料控除の状況について確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 34 年 3 月 20 日まで
昭和 33 年 10 月にA事業所に入社し、34 年 3 月 20 日まで調理業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録をみると、加入記録が全くなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書から、申立人の厚生年金保険の被保険者の資格取得に係る届出が行われていないことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「申立人は、何らかの理由により厚生年金保険の加入資格の要件に該当していなかったため、申立人の厚生年金保険の加入に係る届出を行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで
昭和 33 年 1 月に A 事業所に就職してから 50 年 1 月末に退職するまで職人（左官）として継続して勤務したが、37 年 10 月から 39 年 5 月までの厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の職員従業員名簿及び同事業所に係る申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 事業所において申立人と同様の業務に従事していた同僚（複数）は、「事業所が昭和 37 年 10 月に全国土木建築国民健康保険組合に加入した時から、自分は、同国民健康保険組合の第二種組合員（日雇労働者であり、厚生年金保険の加入対象者ではない。）であった。第一種組合員（事業主や常用労働者であり、厚生年金保険の加入対象者）となるまでの間は、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」旨証言している上、A 事業所の事務職として勤務していた当時の従業員は、「給与の手取りを重視する職人たち現場作業員が厚生年金保険料を払わなくてよい第二種組合員となった時期があった。」旨証言していることから、申立人についても、同人が 39 年 6 月 1 日に全国土木建築国民健康保険組合の第一種組合員となるまでの間は、厚生年金保険の被保険者でなかったことがうかがえる。

また、A 事業所に係る社会保険庁の記録から無作為に抽出した厚生年金保険の被保険者 50 人（申立期間前に資格取得した者）は、全員昭和 37 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失しているが、この資格喪失日は A 事業所が健康保険の種別を政府管掌健康保険から全国土木建築国民健康保険組合に変更した日と一致しており、同事業所における申立人を含む多くの現場作業員が同日をもって第二種組合員となり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと推認される。

さらに、A 事業所は既に倒産しており、申立てに係る事実を推認できる関連資料、証言等を得ることができない。

このほか、申立期間において申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
職業訓練所の紹介で A 事業所に昭和 35 年 4 月に就職し、B 事業所に就職する直前の 36 年 6 月末まで勤務した。A 事業所では同訓練所の先輩、事業主の息子さん、そのほか 7 人ないし 8 人の同僚と一緒に仕事をした。当時の給料袋には手書きの社会保険料等の控除明細書が入っていたことを記憶しているので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の業務内容等についての申立人の具体的な記憶及び同事業所で一緒に勤務していたとする職業訓練所の先輩の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当時の同僚（複数）は、「A 事業所では当時から見習い期間や試用期間があった。」「厚生年金保険については、従業員全員が加入していたわけではなく、勤務期間の長い数人が加入していた。」と証言しているところ、これらの同僚（複数）は、その記憶する採用日から 13 か月ないし 61 か月後に厚生年金保険に加入しており、当時、A 事業所では必ずしも採用日をもって従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 42 年 9 月 10 日まで
高校を卒業した昭和 32 年 3 月に父親の経営する A 事業所 B 事務所に就職し、夫の転勤で転居する 47 年 7 月まで継続して勤務した。申立期間当時と同じ事務所で働いていた妹や弟、他の従業員に確認すれば、私が継続して勤務していたことは分かるはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所における申立人の元同僚等の証言から、申立人が申立期間において A 事業所 B 事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A 事業所 B 事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 6 月 1 日であることが確認でき、それ以前の期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者とはなれない。

また、A 事業所が保管している同事業所の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人が A 事業所 B 事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和 42 年 9 月 11 日であることが確認でき、当該記録は社会保険庁の記録と一致する。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時の A 事業所の従業員（複数）は、「当時、A 事業所 B 事務所の給与計算や社会保険事務については申立人とその妹が行っていた。」と証言しているところ、申立人の妹は、「申立期間において、姉は社会保険に加入していなかった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管している A 事業所 B 事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 26 日から平成元年 6 月 1 日まで
A事業所には3度勤務したが、3度目は昭和 58 年 7 月 1 日から平成元年 5 月末まで勤務したと思うので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が昭和 59 年 5 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「当時の関係資料が残っておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶は無い。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民健康保険の記録から、申立人は、A事業所における健康保険の被保険者資格を喪失した昭和 59 年 5 月に国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで
A事業所B支店C営業所で勤務した昭和 32 年 5 月から 35 年 3 月までの 35 か月間が厚生年金保険の未加入期間とされている。当時の給与明細書や源泉徴収票などは無いが、当時の上司、同僚の証言書を添付するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に関する具体的な記憶、申立人が提出した申立期間当時の上司、同僚の証言書等から、申立人が申立期間においてA事業所B支店C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、A事業所B支店C営業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の当時の上司及び同僚（複数）は、「厚生年金保険については、A事業所B支店において加入していた。」、「申立人は正社員ではなく臨時雇いであった。」と証言しているとともに、申立人の前任者は、「自分も臨時雇いであったが、当時、臨時雇いの者は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、A事業所B支店では臨時雇いの者は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

さらに、A事業所B支店が保管する厚生年金台帳の記録には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 35 年 4 月 1 日と記されており、この記録は社会保険庁の記録と一致している。

加えて、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 21 日から 9 年 12 月 1 日まで
家業を引き継ぐために昭和 58 年 3 月に A 事業所（平成 6 年 8 月ごろに B 事業所に名称変更）に就職し、父親が引退した 61 年以後は同事業所の代表取締役として平成 9 年 12 月まで継続して勤務した。申立期間が厚生年金保険の加入期間とされておらず、国民年金の加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A 事業所は、申立人が B 事業所に名称変更されたとするころの平成 6 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B 事業所も適用事業所となっていないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、A 事業所における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 6 年 8 月 21 日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得するとともに、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで
昭和 31 年 5 月から約 40 年間 A 事業所に勤務したが、そのうち 51 年 6 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで B 事業所へ出向していた期間について、厚生年金保険の記録が無い。

出向中の厚生年金保険料は、出向元の A 事業所において控除されていたと思うので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管している社員カード、B 事業所が保管している賃金台帳及び申立人に係る両事業所の出向協定書・覚書から、申立人は、申立期間において、A 事業所から B 事業所へ出向していたことが確認できるとともに、同覚書には、「出向者に係る社会保険の手續及び保険料の納付については出向先において行い、保険料の事業主負担分は出向先の負担とする。」と記されている。

しかしながら、出向先の B 事業所が保管している申立人に係る賃金台帳から、同事業所は申立人の厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 11 月 1 日であり、申立期間当時、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年から 31 年まで

昭和 29 年に中学校を卒業して、3 か月間ほど洋裁学校に通った後、A 事業所に就職し、31 年に退職するまでミシン加工の下手間の仕事をしていた。洋裁の技術があったので即戦力になっており、試用期間も無く、正規の従業員として厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶していた同僚の氏名が記録されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び当時の従業員（複数）は、「当時、約 20 人の従業員が勤務していた。」と証言しているが、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿での申立期間における被保険者数は平均約 4 人であり、被保険者数が最も多い時期でも 5 人であることから、当時、事業主は従業員全員までは厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A 事業所は既に閉鎖され、当時の事業主も亡くなっており、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 27 日から 36 年 2 月 8 日まで
② 昭和 40 年 3 月 16 日から 42 年 7 月 5 日まで

昭和 35 年 10 月 26 日にA事業所の就職試験（運転テスト）を受け、その日に合格して就職し 36 年 2 月 8 日まで勤務した。仕事は商品の配達であり、給与は日給制で月額 2 万円程度であった。

また、昭和 39 年 11 月 1 日にA事業所に再就職し 42 年 7 月 5 日まで勤務した。初めの 1 年間程度は中型トラックでの配送、その後は大型トラックによる長距離（夜勤）の配送を 2 年間くらい行った。給与は歩合制で月 5 万円ぐらいであった。

当時の同僚については覚えていないが、事業主がB氏であったことを覚えている。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の現在の事業主は、「申立期間①については、申立人は在籍していたが、厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。申立期間②については、申立人が勤務していたか否か全く記憶が無い。なお、当時は採用してすぐには厚生年金保険には加入させていない。申立期間①は 4 か月と短く、厚生年金保険に加入させていない可能性が高い。また、申立期間②に係る厚生年金保険の加入については、当時の資料は保存しておらず詳細は分からない。」と証言している。

また、当時の同僚は、申立期間①について、「申立人のことは記憶にあるが、当時は、短期の腰掛け的な従業員が多く、従業員の入れ替わりが頻繁にあった。」と証言し、申立期間②について、「申立人が勤務していたことは記憶にない。」と証言している。

さらに、申立期間②において申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な記憶が無く、申立に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から同年8月12日まで

A事業所に昭和50年1月ごろ就職し、その後、他県にあった工場に2年間ぐらい勤務し、53年8月ごろ退職した。申立期間当時の給与は10万円程度であり、工場の責任者になってもほとんど変わらなかった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては記憶に無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の当時の事務員は、「社会保険や給与支払の事務は事業主とその奥さんが処理していたので申立人の厚生年金保険の加入については分からないが、申立期間当時、従業員の中には給与の手取額が多い方が良いとの理由から、厚生年金保険に加入しなかった者もいた。一緒に勤めていた私の夫もそうであった。」と証言している。

また、A事業所の当時の取締役（事業主の妻）は、「申立期間当時の関係資料は無く、申立人について覚えていない。」と回答している。

さらに、申立人が名前をあげた同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、国民年金に加入していることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が無く、保険料控除が確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月10日から47年9月30日まで
昭和46年5月から48年1月31日までA事業所B支店に勤務した。毎月の固定給40万円に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額は3万9,000円となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所企業年金基金が保管する加入者台帳から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は3万9,000円となっていることが確認でき、この記録は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A事業所の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、勤務していた従業員からは、『正社員でも固定給40万円はありえない話である。』と聞いている。」と回答している。

さらに、A事業所B支店の事務員は、「申立期間当時の経理担当者から、『申立人は正規の従業員ではなく、営業部以外の部署に所属していた。売買契約が成立した際には歩合給として「紹介手数料」が支給されていたと思うが、これは給与として取り扱っていなかった。』と聞いている。」と証言しており、申立人が支給されていたと推認される歩合給（手数料）については、同事業所においては、標準報酬月額の算定の基礎には含まれていなかったと考えられる。

加えて、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていることもなく、社会保険庁の記録に不自然さはうかがえない。

このほか、申立期間に申立人が給料から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無く、申立に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。